

介護保険だより

令和8年1月号

群馬県国民健康保険団体連合会



あけましておめでとうございます。
本年もよろしくお願ひいたします。

群馬県国民健康保険団体連合会

伝送データの取り消しについて

本件については、問い合わせが多いため請求事務担当者様は、以下の内容について、対応方法を確認いただき問い合わせの減少にご協力ください。

伝送請求データを送信した後に、間違いが見つかり訂正したい場合は、事業所側で取り消していただきます。取消しが可能な時間帯は、毎月1日から10日の23時30分までです。

なお、国保連合会では請求データを取消すことができませんのでご注意ください。

取消しデータの送信後、約30分後に「取消完了」となったのを確認後、伝送請求データを修正し再度送信してください。

エラーコード「12PA」による返戻について

「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」の備考欄に「12PA」のエラーコードが表示されて返戻になった請求明細書は、要介護状態区分の変更申請中のために返戻となった請求明細書です。対応方法等は以下のとおりです。

1 変更申請中の介護給付費の請求について

変更申請の結果、要介護度が変更になった場合、申請した日まで遡って新しい要介護度が適用されます。

例えば、要介護2の受給者が11月10日に変更申請を行い、12月4日に要介護4へ変更する決定が出た場合、変更後の要介護度は申請した日まで遡って適用されるため、11月10日から要介護4となります。

したがって、変更申請中は結果が出るまで介護給付費は請求できません。

2 対応方法

変更申請中は、決定されるまで請求せず、決定された月の翌月にご請求ください。

【例】

変更申請	変更申請結果 の通知	明細書の請求月 (審査月)	審査結果
11月10日	12月4日	11月	返戻 (12PA)
		12月	返戻 (12PA)
		1月	支給決定(他にエラーが無ければ)

※ 12月4日に変更申請結果が通知され、12月の請求期限(12月10日)までに請求したとしても、保険者(市町村)から国保連合会へ受給者情報を反映させるまでに時間が掛かるため、12月に請求しても「12PA」で返戻になる場合もありますのでご注意ください。

令和7年度苦情相談事例について(その1)

相談内容：施設入所後、1週間で体にアザや傷ができた【相談者：子】

母は認知症があり、難聴(補聴器使用)、一人でトイレに行けなくなつたため、住宅型有料老人ホームに入所した。自分から身体の痛みなどを訴えることはできない状態。以前から利用していたデイサービスで入浴した際に、肘や両膝内側のアザや上皮出血等が見つかり、施設から連絡があった。施設側は、「スタッフに聞いても記録を見てもアザの原因はわからない」「自分で転んだのでは?」と言われたが、母は一人で立つことが難しいため、自分で転ぶ可能性は低い。その後、施設から説明するとか連絡する等言いながら、連絡がない。どうしたらよいか。

【対応結果】

施設入所後にアザができたのであれば、可能な限り施設側に対しての調査を求める事はできる。それは施設側の介護を見直すことにも繋がるので、施設からいつ説明をしてもらえるのか、確認の電話を相談者からしてみてほしい。また、説明を受ける際には複数人で聞くことが望ましい。

なお、住宅型有料老人ホームについての相談先は市町村が対応窓口であることを伝えた。

※ 苦情事例は実際の苦情案件を参考としておりますが、実際の案件と本文とは直接関係ありません。

お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町335番地の8

群馬県市町村会館2階

群馬県国民健康保険団体連合会(介護保険課介護保険係)

TEL 027-290-1319(直通) FAX 027-255-5077

受付時間 8:30 ~ 17:15 (12:00 ~ 13:00 を除く)

苦情相談窓口

TEL 027-290-1323(直通)

受付時間 9:00 ~ 16:30 (12:00 ~ 13:00 を除く)

ホームページ <https://www.gunmakokuho.or.jp>



国保連合会